

床下換気扇の点検にきた 業者にご注意

突然、見知らぬ業者が訪れ、「床下換気扇によるボヤ防止のため調査に来た」といわれ見てもらったところ、「この換気扇は悪質業者が設置したもののなので全額返金するが、弁護士費用がかかる」といわれ、5万円支払ったがその後連絡が取れない、という相談が寄せられています。

換気扇の設置家庭をターゲットに点検をもちかけ、被害回復を装って現金をだまし取る詐欺商法とされます。

見知らぬ業者の訪問があった際には不用意に招き入れることを避け、訪問の目的や名称を必ず確認し、不審な点があれば家族や知人、消費生活センター等に相談しましょう。



相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029 - 225 - 6445

(月～金、9時～17時)